# 宮津市公報

平成21年1月5日 宮津市字柳縄手 345番地の1 宮津市総務室発行

<u>-</u>	目	次	
- 38 宮津市国民健康保険条例の一部	<b>条</b> 『を改正する条例	例 	1
			·
27 宮津市国民健康保険条例施行規	<b>規</b> 見則の一部を改〕	<b>則</b> Eする規則 ・・・・・・・	1
130 認可を受けた地縁による団体 <i>の</i>	告 )告示事項の変更	示 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	••••••
131 宮津市下水道排水設備指定工 132 国民健康保険被保険者証の無效 133 平成20年度補正予算の要領・・・	写業者の指定・・・ カ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
134 宮津市の公の施設の指定管理者	者の指定・・・・・・	•••••••••	4
53 公共下水道の供用及び下水の欠 54 不動産等の最高価申込者決定の 55 不動産等の次順位買受申込者決	D公告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • 6
《告 示》 25 宮津市指定給水装置工事事業者	水 道		7
	教 育 委	員会	
<b>《告</b> 示 <b>》</b> 15 宮津市教育委員会定例会の招負 16 宮津市の公の施設の指定管理者			
<b>〈</b> 告示 <b>〉</b>	選挙管理	<b>里委員会</b>	
28 有権者総数50分の1の数・・・・ 29 有権者総数3分の1の数・・・・ 30 有権者総数6分の1の数・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	9
/# =\	農業多	<b>奏員会</b>	
<b>〈告</b> 示 <b>〉</b> 12 宮津市農業委員会総会の招集・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	9

# 条 例

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

#### 宮津市条例第38号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例(昭和34年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項にただし書を加える改正規定は、平成21年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第7条第1項の規定は、平成21年1月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

# 規則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

#### 宮津市規則第27号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「支給申請」を「支給申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産によるものであると認められるときは、出産育児一時金に30,000円を加算する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

# 告示

#### 宮津市告示第130号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 山 下 憲 治

- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。 平成20年12月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

\* \* \*

#### 宮津市告示第131号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成20年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

# 指定番号 宫下水道指定第107号

- (1) 名 称 タニグチ電工
- (2) 所 在 地 与謝野町字幾地1178番地の1
- (3) 代表者谷口明
- (4) 指定期間 平成20年12月22日~平成24年12月31日

\* \* \*

#### 宮津市告示第132号

宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)第12条第3項の規定により、下記の国民 健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成20年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

		HO HO				
保険者	宮津市(保険者番号	260067)				
体操有	京都府宮津市字柳縄手345番地の1					
無効とする	る被保険者証記号番号	交付日	無効日			
宮 -	0002109	平成20年4月1日	平成20年12月22日			

\* \* \*

#### 宮津市告示第133号

平成20年12月宮津市議会定例会において議決された平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年12月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 平成20年度宮津市一般会計補正予算(第4号)

## 1 歳入歳出予算補正

歳 入			(単位:千円)
款項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	104,300	400	103,900
2 地方道路讓与税	26,200	400	25,800
8 自動車取得税交付金	72,800	1,930	70,870
1 自動車取得税交付金	72,800	1,930	70,870
9 地方特例交付金	25,000	2,330	27,330
3 地方税等減収補てん臨時交付金	0	2,330	2,330
10 地方交付税	3,200,716	80,358	3,281,074
1 地方交付税	3,200,716	80,358	3,281,074
12 分担金及び負担金	134,558	6,797	141,355
2 負担金	109,342	6,797	116,139
14 国庫支出金	723,667	15,395	739,062
1 国庫負担金	568,968	15,377	584,345
2 国庫補助金	148,652	18	148,670
15 府支出金	664,416	4,427	668,843
1 府負担金	258,587	7,688	266,275
2 府補助金	344,515	2,026	342,489
3 委託金	61,314	1,235	60,079
16 財産収入	77,005	84	77,089
1 財産運用収入	25,629	84	25,713

# 第743号

17 寄附金	25,809	19,250	45,059
1 寄附金	25,809	19,250	45,059
19 繰越金	1	1,917	1,918
1 繰越金	1	1,917	1,918
20 諸収入	1,129,108	73,492	1,202,600
4 受託事業収入	317,938	22,650	340,588
5 雑 入	281,708	50,842	332,550
21 市 債	609,973	8,300	618,273
1 市 債	609,973	8,300	618,273
歳 入 合 計	10,537,786	210,020	10,747,806

歳 出 (単位:千円)

иж ш			(十座・ロコノ
款項	補正前の額	補正額	計
1 議会費	157,805	3,643	154,162
1 議会費	157,805	3,643	154,162
2 総務費	1,664,928	109,459	1,774,387
1 総務管理費	1,451,683	114,241	1,565,924
3 戸籍住民基本台帳費	63,367	1,046	62,321
4 選 挙 費	12,408	3,736	8,672
3 民生費	2,490,475	40,527	2,531,002
1 社会福祉費	1,459,976	818	1,460,794
2 児童福祉費	741,902	39,709	781,611
6 農林水産業費	374,559	2,468	372,091
1 農業費	195,382	577	195,959
2 林業費	46,184	3,045	43,139
7 商工費	207,918	2,674	205,244
2 観光費	151,051	2,674	148,377
8 土木費	1,423,014	57,792	1,480,806
2 道路橋りょう費	531,777	33,189	564,966
3 河川費	162,806	25,127	187,933
4 都市計画費	626,781	524	626,257
9 消防費	526,002	621	526,623
1 消防費	526,002	621	526,623
10 教育費	751,778	10,406	762,184
1 教育総務費	144,367	9,582	153,949
2 小学校費	266,259	424	266,683
3 中学校費	89,746	429	89,317
6 保健体育費	20,901	829	21,730
歳出合計	10,537,786	210,020	10,747,806

# 2 地方債補正

1 変 更 (単位:千円)

起債の		補正前				補正後			
目的	限度額	起債の 方 法	<b>T</b>    284		限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	
道路整備事業	125,800 ただし、 発行価格が 額面を下ま わるとき	証 書 借 入 又 は 証 券発だし、 証券発行の 方法による	6.0%以内 ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金	政府資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ の他の場合	130,100 ただし、 発行価格が 額面を下ま わるとき	証 書 借 入 又 は 証 券発行 ただし、 証券発行の 方法による	6.0%以内 ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金	政府資金 については、その融資条件により、銀行その他の場合	

	は、 行 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	場合に、 場合は、 はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの	に、利して で、利し後は で、利し後は で、ものである。 で、利し後は で、利して で、利して で、もので、 は、もので、 は、 で、 で、もので、 は、 で、 で、 は、 で、 で、 は、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	の協の 市合置償短し償利すでに債定とた財に期逮縮く選にるきは権すすだ政よ間期しは又借こる。、者るるしのり及限、繰は換と、者をも 、都据びを若上低えが	は、 行額を を を を が を が を が を が を が を が の で の の で の り の を り が り で も り し も り し も り し も り も り も り も り も り も	場合におい て 価格は100円 金のき以 を も も も も も も も も も も も も も も も も も も	について、 利率の見った もに もに も も も も も も も も も も も も も も も も	の協の 市合置償短し償利すでに債定とた財に期還縮く還にるきは権すすだ政よ間期しは又借こるとも、都据びを若上低えが
河川整 備事業	36,000 (ただし書 同上)	同上	同上	同上	40,000 (ただし書 同上)	同上	同上	同上

#### 平成20年度宮津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

#### 1 歳出予算補正

歳 出 (単位:千円)

款項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	42,896	747	43,643
1 総務管理費	41,082	747	41,829
11 予備費	13,143	747	12,396
1 予備費	13,143	747	12,396
歳 出 合 計	2,369,585	0	2,369,585

#### \* \* \*

#### 宮津市告示第134号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第28号)第7条の規定により告示する。

平成20年12月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 宮津会館(宮津市字鶴賀2164番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 和 宏

所在地 宮津市字浜町3000番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 2 宮津運動公園(宮津市字上司297番地ほか)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 和 宏

所在地 宮津市字浜町3000番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 宮津市福祉センター(宮津市字鶴賀2085番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会

代表者 会長 中 西 忍

所在地 宮津市字鶴賀2085番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 宮津市デイサービスセンター松寿園(宮津市字惣420番地の1)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人北星会

代表者 理事長 吉 岡 均 二

所在地 宮津市字宮村1277番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 5 宮津市デイサービスセンターはまなす苑(宮津市字由良1289番地の1)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人北星会

代表者 理事長 吉 岡 均 二

所在地 宮津市字宮村1277番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 6 宮津市林業振興センター(宮津市字須津2268番地の4)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 宫津地方森林組合

代表者 代表理事組合長 太 田 貴 美

所在地 宮津市字須津2268番地の4

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 7 宮津市大江山バンガロー村(宮津市字小田419番地の3)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 大江山施設管理会

代表者 会長 岡 伸 侍

所在地 宮津市字小田413番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 8 宮津市海洋つり場(宮津市字小田宿野816番地の1地先)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 小田宿野自治会

代表者 会長 小 倉 正 規

所在地 宮津市字小田宿野497番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 9 世屋高原家族旅行村(宮津市字松尾96番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 宫津地方森林組合

代表者 代表理事組合長 太 田 貴 美

所在地 宮津市字須津2268番地の4

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 10 宮津市大江山スキー場施設(宮津市字小田413番地ほか)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 大江山スキー観光協会

代表者 会長 岡 伸 侍

所在地 宮津市字小田413番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 11 宮津市天橋立ユース・ホステル(宮津市字中野905番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人京都ユースホステル協会

代表者 会長 堀 場 厚

所在地 京都市右京区太秦中山町29番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 12 宮津市ぶらりんぐセンター(宮津市字浜町3006番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 宮津美しさ探検隊

代表者 代表理事 永 久 徹

所在地 宮津市字浜町3006番地 宮津市ぶらりんぐセンター内

(2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

# <u>公</u> 告

#### 宮津市公告第53号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定 により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成20年12月12日から2週間、宮津市上下水道室(本館南棟2階)において縦覧に供します。

平成20年12月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日 平成20年12月26日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域 宮津市字喜多の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 宮津市字喜多の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別 分流式
- 5 略図

別紙のとおり(省略)

\* \* \*

## 宮津市公告第 54 号

## 不動産等の最高価申込者決定の公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第104条の規定により、平成20年宮津市公告第47号の公売 に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、同法第106条の規定により公告し ます。

平成20年12月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

売却区			公	売 財	産			最高価申込	最高価申込者の
分番号		名称・	性質・	所在・・	その他		数量	価額	氏名又は名称
宮 - 1	財一の棟所建有家建種構床地土所地地土敷土敷土の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の	示(登記 記 で で で で で で で で で で で で で	等示室との字113 鉄113 1 宮宅17表由の名 1 宮宅172 1 所有	示による 字由良 2282番1 33分 148 の表 中地 2.67㎡	) 字浜頭228 の1104 リート造 35㎡	1 階建	1室	4,800,000円	
	最高価申込者の決定年月日			平成20年12月1	0日 (水)				
==:	印決定	日	時	平成20	年12月17日	(水)	午後21	<del></del> 時	
JUZ	W/X/C	場	所	宮津市	市民室収納	係			

\* \* \*

## 宮津市公告第55号

## 不動産等の次順位買受申込者決定の公告

#### 宮津市公告第55号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第104条の2の規定により、平成20年度宮津市公告第47号の公売に係る公売財産の次順位買受申込者を下記のとおり決定したので、同法第106条の規定により公告します。

平成20年12月12日

宁净士厂	++	<b>–</b>	正	<b>#3</b>
呂津巾長	<del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>		JE.	HHPI

売却区				売 財 産		次順位買受 申込価額	次順位買受申 込者の氏名又	
分番号	名称・性質・所在数				数量	中心侧倒	は名称	
宮 - 1	一 專 專 敷 所 地地地土敷 敷 上 所 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地	建物の分番の面のの及ののののでである。 これのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	示宮セの字11居鉄11る1 宮宅72 1 所有	2282番 1 の1104 筋コンクリート造 1 階建 分 148.35㎡ の表示 市字由良小字浜頭2282番 1 地 2.67㎡	1室	4,740,000円	オレンジハ ウス有限会 社	
	次順位買受申込者の決定年月日			平成20年12月10	·日 (水)			
<b>±</b> 1	即決定	日	時	国税徴収法第113条第2項	こ定める	5日		
702	<b>小</b> 大化	場	所	宮津市市民室収納係				

水道企業

## 〈告 示〉

宮津市水道告示第25号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

平成20年12月22日

宮津市水道事業 宮津市長 井 上 正 嗣

# 指定番号 宮水道指定第508105号

- (1) 名 称 タニグチ電工
- (2) 所 在 地 与謝野町字幾地1178番地の1
- (3) 代表者谷口明

# 教育委員会

#### 〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第15号

平成20年第12回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月9日

宮津市教育委員会 委員長 上 羽 堅 一

- 1 日 時 平成20年12月25日(木) 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

\* \* \*

宮津市教育委員会告示第16号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年教委規則第4号)においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第28号)第7条の規定により告示する。

平成20年12月24日

宮津市教育委員会 委員長 上 羽 堅 一

- 1 宮津市民体育館(宮津市字浜町3000番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 和 宏

所在地 宮津市字浜町3000番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 2 みやづ歴史の館(宮津市字鶴賀2164番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 和 宏

所在地 宮津市字浜町3000番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 宮津市中央公民館(宮津市字鶴賀2164番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 和 宏

所在地 宮津市字浜町3000番地

- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 重要文化財旧三上家住宅(宮津市字河原1850番地)
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社団法人天橋立観光協会

代表者 会長 宮 﨑 劭

所在地 宮津市字鶴賀無番地

(2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

# 選挙管理委員会

## 〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第28号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、

次のとおりである。 平成20年12月2日

> 宮津市選挙管理委員会 委員長 前 尾 美智子

356人\*\*

宮津市選挙管理委員会告示第29号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年12月2日

宮津市選挙管理委員会 委員長 前 尾 美智子

5,923人

宮津市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成20年12月2日

宮津市選挙管理委員会 委員長 前 尾 美智子

2,962人

# 農業委員会

## 〈告示〉

宮津市農業委員会告示第12号 宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。 平成20年12月4日

> 宮津市農業委員会 会長 森 川 耕一郎

- 1 日 時 平成20年12月10日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第29号 農地法第3条の許可申請に係る許可について 議第30号 農地法第5条の許可申請に係る意見について